訪問看護ステーションKonnect

「配偶者・高齢者・障害者等（児童以外）」の虐待初期対応体制

**１．基本方針**

本ステーションでは、下記の３法に基づくサービス提供時における虐待の早期発見及び基本体制を明確にし、以下の通り「配偶者・高齢者等（児童以外）」の虐待初期対応体制とする。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成１３年）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成１７年）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）（平成２３年）

**２．「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」**

**①主旨**

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となります。

**②「配偶者からの暴力」の定義**

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

　生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際する関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

**③「配偶者からの暴力」の特徴　※ドメスティックバイオレンス（DV）**

|  |  |
| --- | --- |
| 身体的暴力 | 殴る・蹴る・叩く・物を投げつける・首を絞める・突き飛ばす |
| 社会的暴力 | 行動を監視する・親戚や友人などとの付き合いを制限する |
| 精神的暴力 | 無視する・暴言を吐く・脅す・恥をかかせる・他人に悪口を言う・長時間説教をする |
| 性的暴力 | 性行為を強要する・避妊に協力しない・無理やりポルノを見せる |
| 経済的暴力 | 生活費を渡さない・生活費の使い道を細かくチェックする・外で働くことを禁ずる・借金をさせる  子供の前で暴力を振るう・子供に悪口を言う・子供を傷つけると言って脅す |

**④通報（努力）義務**

　配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

　また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力による怪我などを発見した時は、配偶者暴力相談支援センター、警察に通報できることとなっています。ただし、被害者本人の意思は尊重されます。

**⑤通報先　※豊能医療圏太字**

通報は下記居住地最寄り機関、又は吹田警察になります。（令和６年３月３１日現在）

大阪府女性相談センター　06-6949-6022

大阪府中央こども家庭センター　072-828-0277

**大阪府池田こども家庭センター　072-751-3012**

**大阪府吹田こども家庭センター　06-6380-0049**

大阪府東大阪こども家庭センター　06-6721-2077

大阪府富田林こども家庭センター　0721-25-2065

大阪府岸和田こども家庭センター　072-441-7794

大阪府配偶者暴力相談支援センター　06-4305-0100

堺市配偶者暴力相談支援センター　072-228-3943

**吹田市すいたストップDVステーション（DV相談室）　06-6310-7113**

枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」　072-841-3134

茨木市配偶者暴力相談支援センター　072-622-5757

**豊中市配偶者暴力相談支援センター　06-6152-9893**

**吹田警察生活安全課　06-6385-1234**

**３．「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」**

**①高齢者虐待について**

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護者施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設事業者等による虐待に関する規定が適用されます。

　また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設事業者による高齢者虐待に分けて定義しています。

**②高齢者虐待の特徴**

|  |  |
| --- | --- |
| 身体的虐待 | 暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。  例）  ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる  ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする |
| ネグレクト  放棄・放置 | 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行なっている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体的・精神的状態を悪化させていること。  例）  ・入浴しておらず悪臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている  ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある  ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境で生活させる  ・高齢者が本人を必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない  ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること |
| 心理的虐待 | 脅しや屈辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。  例）  ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる  ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う  ・侮辱を込めて、子供のように扱う  ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する |
| 性的虐待 | 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。  例）  ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する  ・キス、性器への接触、性交を強要する |
| 経済的虐待 | 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。  例）  ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない  ・本人の自宅等を無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する |

**③通報義務**

国民全般に高齢者虐待に係る通報義務があります。

**④通報先　※豊能医療圏太字**

市町村・地域包括支援センター等の相談窓口（令和６年度）

岸和田市福祉部福祉政策課地域福祉推進担当　072-423-9467（直通）

**豊中市福祉部長寿安心課地域支援係　06-6858-2866（直通）**

**池田市福祉部高齢者政策推進室地域支援課　072-752-1111（内線380）**

**吹田市福祉保健部高齢福祉室支援グループ　06-6384-1360（直通）**

泉大津市健康福祉部高齢介護課長寿推進係　0725-33-1131（内線2191）

高槻市健康福祉部福祉相談支援課高齢者支援チーム　072-674-7171（直通）

貝塚市福祉部高齢介護課　072-433-7010（直通）

守口市健康福祉部高齢介護課　06-6992-1613（直通）

枚方市地域健康福祉室健康福祉総合相談担当　072-841-1401（直通）

茨木市健康福祉部相談支援課　072-655-2758（直通）

八尾市地域福祉部恒例介護課地域支援室　072-924-3973（直通）

泉佐野市健康福祉部地域共生推進課　072-463-1212（内線2182）

富田林市健康推進部高齢介護課高齢者支援係　0721-25-1000（内線189・196）

寝屋川市福祉部高齢介護室　072-838-0372（直通）

河内長野市市民保健部高齢福祉課地域包括ケア推進係　0721-53-1111（内線395）

松原市保健部高齢介護課高齢支援係　072-337-3113（直通）

大東市保健医療部高齢介護室高齢支援グループ　072-870-9065（直通）

和泉市福祉部高齢介護室（高齢支援担当）　0725-99-8132（直通）

箕面市健康福祉部地域包括ケア室　072-727-3548（直通）

柏原市健康福祉部高齢介護課高齢者福祉係　072-972-1570（直通）

羽曳野市保健福祉部介護予防支援室地域包括支援課　072-947-3822（直通）

門真市保健福祉部高齢福祉課　06-6902-6167（直通）

摂津市保健福祉部高齢介護課高齢福祉係　06-6170-1561（直通）

高石市保健福祉部地域包括ケア推進課　072-275-6319（直通）

　　　保健福祉部高齢・障がい福祉課　072-275-6294（直通）

藤井寺市健康福祉部高齢介護課高齢者福祉支援担当　072-939-1169（直通）

東大阪市福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課　06-4309-3013（直通）

泉南市福祉保険部長寿社会推進課高齢福祉係　072-483-8253（直通）

四條畷市健康福祉部高齢福祉課　072-877-2121（内線693）

交野市福祉部高齢介護課高齢介護事業係　072-893-6400（内線682・637）

大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ　072-366-0011（内線375・376）

阪南市健康部介護保険課　072-471-5678（内線2471・2473）

島本町健康福祉部いきいき健康課　075-961-1122（直通）

**豊能町保健福祉部健康増進課　072-733-2800（直通）**

**能勢町健康福祉部福祉課包括支援係　072-731-2160（直通）**

忠岡町健康福祉部地域福祉課　0725-22-1122（内線202・205）

熊取町健康福祉部介護保険課介護保険グループ　072-452-6298（直通）

田尻町民生部福祉課高齢介護係　072-466-8813（直通）

岬町しあわせ創造部福祉課高齢介護係　072-492-2761（直通）

太子町健康福祉部高齢介護課　0721-98-5538（直通）

河南町健康福祉部高齢障がい福祉課　0721-93-2500（内線121・122）

千早赤阪村健康福祉課　0721-72-0081（内線524）

大阪市（下記各区保健福祉センターもしくは各地域包括支援センター）

　北区保健福祉センター保健福祉課　06-6313-9857

　都島区保健福祉センター保健福祉課　06-6882-9857

　福島区保健福祉センター保健福祉課　06-6464-9857

　此花区保健福祉センター保健福祉課　06-6466-9859

　中央区保健福祉センター保健福祉課　06-6267-9857

　西区保健福祉センター保健福祉課　06-6532-9857

　港区保健福祉センター保健福祉課　06-6576-9857

　大正区保健福祉センター保健福祉課　06-4394-9859

　天王寺区保健福祉センター保健福祉課　06-6774-9857

　浪速区保健福祉センター保健福祉課　06-6647-9859

　西淀川区保健福祉センター保健福祉課　06-6478-9859

　淀川区保健福祉センター保健福祉課　06-6308-9857

　東淀川区保健福祉センター保健福祉課　06-4809-9845

　東成区保健福祉センター保健福祉課　06-6977-9859

　生野区保健福祉センター保健福祉課　06-6715-9857

　旭区保健福祉センター保健福祉課　06-6957-9857

　城東区保健福祉センター保健福祉課　06-6930-9857

　鶴見区保健福祉センター保健福祉課　06-6915-9859

　阿倍野区保健福祉センター保健福祉課　06-6622-9857

　住之江区保健福祉センター保健福祉課　06-6682-9857

　住吉区保健福祉センター保健福祉課　06-6694-9859

　東住吉区保健福祉センター保健福祉課　06-4399-9859

　平野区保健福祉センター保健福祉課　06-4302-9857

　西成区保健福祉センター保健福祉課　06-6659-9857

堺市（下記各区地域福祉課もしくは各地域包括支援センター）

　堺区役所地域福祉課　電話　072-228-7477

　中区役所地域福祉課　電話　072-270-8195

　東区役所地域福祉課　電話　072-287-8112

　西区役所地域福祉課　電話　072-275-1918

　南区役所地域福祉課　電話　072-290-1811

　北区役所地域福祉課　電話　072-258-6771

　美原区役所地域福祉課　電話　072-363-9316

**吹田警察生活安全課　06-6385-1234**

**４．「障がい者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」**

**①障がい者虐待について**

　障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

**②障がい者虐待の特徴**

|  |  |
| --- | --- |
| 身体的虐待 | 身体に傷や痛みを負わせる暴行をしたり、身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりすること  例）  殴る、蹴る、部屋に閉じ込める、無理やり食べ物や飲み物を口に入れるなど |
| ネグレクト  放棄・放置 | 食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしないことにより、生活環境や身体・精神的状態を悪化・衰弱させること  例）  十分な食事を与えない、不潔な環境で生活させる、必要な介護サービスを利用させない |
| 心理的虐待 | 脅しや著しい暴言、無視など拒否的な態度により精神的苦痛を与えること  例）  どなる、ののしる、侮辱する、わざと無視する、こども扱いする |
| 性的虐待 | 無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること  例）  性的行為を強要する、わいせつな話をする、裸にする |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金などを使うこと。理由なく、金銭を使わせないこと  例）  日常生活に必要なお金を渡さない・使わせない、勝手に預貯金を処分する |

**③通報義務**

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には、速やかに市町村に通報する義務があります。

**④通報先（令和２年４月８日）　※豊能医療圏太字**

各市障がい者虐待防止センター

**池田市障害者虐待防止センター　072-734-6556**

**豊能町障害者虐待防止センター　072-738-0911**

**能勢町障害者虐待防止センター　072-734-1080**

**箕面市障害者虐待防止センター　072-727-9501**

**豊中市障害者虐待防止センター　06-6863-7060**

**吹田市障がい者虐待防止センター　06-6384-1348**

茨木市障害者虐待防止センター　072-622-5585

摂津市障害者虐待防止センター　06-6383-1374

島本町健康福祉部福祉推進課　075-962-7460

高槻市障がい者虐待防止センター　072-674-7171

枚方市障害者虐待防止センター　072-841-5301

寝屋川市障害者虐待防止センター　072-838-0382（内線623・652）

守口市障がい者虐待防止センター　06-6992-1635

門真市障がい者虐待防止センター　06-6901-0202

大東市障害者虐待防止センター　072-806-1332

四條畷市がい者虐待防止センター　072-877-2121

交野市障がい者虐待防止センター　072-893-6400

八尾市障がい者虐待防止センター　072-925-1197

柏原市権利擁護サポートセンター　072-971-2039

東大阪市障害者虐待防止センター　072-976-4300

松原市福祉部障害福祉課　072-334-1550

羽曳野市保健福祉部障害福祉課　072-958-1111

藤井寺市健康福祉部福祉総務課　072-939-1106

富田林市障がい者虐待防止センター　0721-25-1000（内線434・435）

河内長野市障がい者虐待防止センター　0721-53-1111（内線131）

大阪狭山市健康福祉部福祉グループ　072-366-0011

河南町障がい者虐待防止センター　0721-98-5016

太子町障がい者虐待防止センター　0721-98-5016

千早赤坂村障がい者虐待防止センター　0721-98-5016

泉大津市健康福祉部障がい福祉課　0725-33-1131

和泉市障がい者虐待防止センター　0725-99-8030

高石市保健福祉部高齢・障がい福祉課　072-275-6294

忠岡町健康福祉部地域福祉課　0725-22-1122

岸和田市障害者虐待防止センター　072-447-7081

貝塚市障害者虐待防止センター　072-433-7012

泉佐野市・田尻町障害者虐待防止センター　0120-357-345

泉南市福祉保険部障害福祉課　072-483-8252

阪南市障がい者虐待防止センター　072-471-5678

熊取町健康福祉部がい害福祉課　072-452-6289

岬町しあわせ創造部福祉課　072-492-2700

大阪市（下記各区保健福祉センターもしくは各区障がい者基幹相談支援センター）

　北区保健福祉センター保健福祉課　06-6313-9857

　都区保健福祉センター保健福祉課　06-6882-9857

　福島区保健福祉センター保健福祉課　06-6464-9857

　此花区保健福祉センター保健福祉課　06-6466-9857

　中央区保健福祉センター保健福祉課　06-6267-9857

　西区保健福祉センター保健福祉課　06-6532-9857

　港区保健福祉センター保健福祉課　06-6576-9857

　大正区保健福祉センター保健福祉課　06-4394-9857

　天王寺区保健福祉センター保健福祉課　06-6774-9857

　浪速区保健福祉センター保健福祉課　06-6647-9859

　西淀川区保健福祉センター保健福祉課　06-6478-9918

　淀川区保健福祉センター保健福祉課　06-6308-9857

　東淀川区保健福祉センター保健福祉課　06-4809-9845

　東成区保健福祉センター保健福祉課　06-6977-9857

　生野区保健福祉センター保健福祉課　06-6715-9857

　旭区保健福祉センター保健福祉課　06-6957-9857

　城東区保健福祉センター保健福祉課　06-6930-9857

　鶴見区保健福祉センター保健福祉課　06-6915-9857

　阿倍野区保健福祉センター保健福祉課　06-6622-9857

　住之江区保健福祉センター保健福祉課　06-6682-9857

　住吉区保健福祉センター保健福祉課　06-6694-9859

　東住吉区保健福祉センター保健福祉課　06-4399-9857

　平野区保健福祉センター保健福祉課　06-4302-9857

　西成区保健福祉センター保健福祉課　06-6659-9857

堺市障害施策推進課「障害者虐待防止の相談窓口」　072-280-6262

**吹田警察生活安全課　06-6385-1234**

**５．虐待（疑い）対応体制**

**「配偶者・高齢者・障がい者等（「児童」以外）」の虐待初期対応体制（フロー図）**

平日（８：３０〜１７：１５）

全職員

明らかな虐待・虐待疑い

患者包括サポートセンター　主な窓口：SW統括監、主任（内線5067）

虐待対応関係者協議

（SW統括監、主任、関係診療科医師、関係診療科看護師長等）、その他必要な者）

市長村管轄の窓口もしくは吹田警察への通報

市町村のマニュアルに応じた連携・対応

休日・夜間（１７：１５〜８：３０）

全職員

明らかな虐待や身の危険の可能性　　　　　　　　虐待疑い・様子観察可能

虐待疑うも様子観察にて時間の猶予が

あると判断される場合は、翌平日日勤

帯に窓口へ連絡

市町村管轄の窓口（別紙）へ通報連絡もしくは　　患者包括サポートセンター　主な窓口

吹田警察へ通報　※生活安全課06-6385-1234　　 SW統括監、主任（内線5067）

　　　　スタッフは通告後、翌平日速やかに

　　　　虐待対応メンバー会議の主な窓口へ連絡

　　　　虐待対応関係者協議　主な窓口：SW統括監、主任（内線5067）

　　　　（SW統括監、主任、関係診療科医師、関係部署看護師長等、その他必要な者）

市町村等のマニュアル・警察判断に応じた連携